○外務省告示第五百十号

平成二十二年十月十五日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を延長することを決定する次の決議が採択された。

平成二十二年十二月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（訳文）

二千十年十月十五日、国際連合安全保障理事会がその第六千四百二回会合において採択した決議第千九百四十六号（二千十年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第千八百八十号（二千九年）、第千八百九十三号（二千九年）、第千九百十一号（二千十年）及び第千九百三十三号（二千十年）を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

国連事務総長の二千年五月二十日の報告書（S／二〇一〇／二四五）並びに国際連合コートジボワール専門家グループの二千九年十月九日の報告書（S／二〇〇九／五二一）及び二千十年四月十二日の報告書（S／二〇一〇／一七九）に留意し、

決議第千五百七十二号（二千四年）及び第千六百四十三号（二千五年）により課された措置が、特に計画された大統領選挙との関係において、コートジボワールの安定に継続して貢献していることを強調し、これらの措置がコートジボワールの和平プロセスを支援することを目的とするものであることを強調し、

仲介者であるブレーズ・コンパオレ・ブルキナファソ大統領の支援の下で二千十年九月二十一日にワガドゥグで開催された常設諮問枠組の最新の会合の結論を歓迎し、有権者リストの確定及び認証を歓迎し、二千十年十月三十一日に大統領選挙の第一回投票を開催することについてのコートジボワールの利害関係者の約束に留意し、これらが予定どおり選挙が実施され、この選挙プロセスが独立選挙委員会により決められた期間内に、開かれた、自由な、平等なかつ透明性のある条件で完了することを確保するよう要請し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、国の複数の異なる地域において文民に対して行われたと伝えられる人権侵害及び人道法違反（性的暴力行為を含む。）が持続していることに懸念をもって留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおけるすべての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、また、女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）及び第千八百八十九号（二千九年）、子供と武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）及び第千八百八十二号（二千九年）並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百七十二号（二千四年）7から12までの規定により課せられた武器に関する措置及び、財政上及び渡航上の措置、並びに決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課せられたすべての国がコートジボワールからのすべてのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二千十一年四月三十日まで延長することを決定する。

2　安全保障理事会が上記1にいう期間の終了時に、決議第千九百三十三号（二千十年）に規定する選挙プロセス及び和平プロセスの重要な段階の履行において達成された進捗状況に照らし、上記1の規定において延長された措置を再検討することを決定し、さらに、上記1にいう期間に、和平プロセスの進捗状況に従って、制裁制度の修正、解除又は維持を行い得るとの観点から、国際基準に従って、開かれた、自由な、平等なかつ透明性のある大統領選挙が行われてから三か月以内に、上記1の規定において延長された措置の再検討を実施することを決定する。

3　ワガドゥグ政治合意のコートジボワールの当事者及びすべての国（特にこの地域の国）に対し、上記1の規定において延長された措置（適切な場合には、必要な規定及び規則を策定することを含む。）を完全に実施することを要請し、また、国際連合コートジボワール活動（UNOCI）に対し、その能力及び任務の範囲内で十分な支援を行うことを要請し、また、フランス軍に対し、この観点からその展開及び能力の制約の範囲内でUNOCIを支援することを更に要請する。

4　ワガドゥグ政治合意のコートジボワールの当事者、特にコートジボワールの当局に対し、特に決議第千五百八十四号（二千四年）7の規定に従い最初に設立された専門家グループに決議第千五百八十四号2(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所にかかわらずすべての武器、弾薬及び関連物資への妨害のないアクセス（適切な場合には通告なく、かつ共和国警備部隊の管理下にあるものを含む。）を提供することを要求し、さらに、決議第千七百三十九号（二千七年）、第千八百八十号（二千九年）及び第千九百三十三号（二千十年）で定められているように、その任務を実施するためにUNOCIに対し、及びそれを支援するフランス軍に対し、同一の条件の下でアクセスを提供することを要求する。

5　決議第千九百三十三号（二千十年）27の規定に従って、及び、決議第千五百七十二号（二千四年）8の規定に加えて、武器禁輸措置は、制裁委員会によって事前に承認されている場合に、公の秩序を維持する間、コートジボワールの治安部隊が適切かつ均衡のとれた武力のみを使用できるようにすることのみを目的とする非殺傷的な装備の供給には適用しないことを決定する。

6　特に次に該当すると認められ、決議第千五百七十二号（二千四年）9、11及び14の規定に従って委員会により指定される者に対し、対象を特定した措置を課す十分な用意があることを強調する。

(a)　特にワガドゥグ政治合意に規定する和平プロセスの実施を妨げることにより、コートジボワールにおける和平及び国民和解の過程に対する脅威であること。

(b)　UNOCI、それを支援するフランス軍、事務総長特別代表、仲介者又はそのコートジボワールにおける代表の行動を攻撃し又は妨害していること。

(c)　UNOCI及びそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する障害に責任を有すること。

(d)　コートジボワールにおいて行われた人権及び国際人道法の重大な違反に責任を有すること。

(e)　憎悪及び暴力を公然に扇動していること。

(f)　決議第千五百七十二号（二千四年）7の規定により課された措置に違反して行動していること。

7　UNOCIのメディア監視報告書、並びに、同報告書において暴力及び国内紛争の再開の扇動に関し言及されている報道機関に懸念をもって留意し、選挙プロセス、特に、独立選挙委員会及び関与する他のすべての技術的作業員の活動、並びに、大統領選挙及び議会選挙の結果の発表及び認証を妨害する者に引き続き制裁を課す用意があることを強調する。

8　すべての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また、委員会が必要と考えるすべての更なる情報を要請する権限を与える。

9　決議第千七百二十七号（二千六年）7の規定に定める専門家グループの任務を二千十一年四月三十日まで延長することを決定し、事務総長に対し、必要な行政上の措置をとることを要請する。

10　決議第千七百二十七号（二千六年）7(e)に規定される報告書は、適切な場合には、委員会が行い得る決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含み得ることを決定し、また、監視メカニズムの方法の基準を明確にするための可能な措置について論じている21、22及び23の規定を含む最良の慣行及び方法に関する制裁についての一般的問題に関する非公式作業部会の報告書（S／二〇〇六／九九七）を更に想起する。

11　専門家グループに対し、決議第千五百七十二号（二千四年）7、9及び11の規定及び決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課されている措置の履行につき、任務の期間の終了の十五日前までに報告書及び勧告を委員会を通じて安全保障理事会に提出することを要請する。

12　事務総長に対し、UNOCIが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

13　フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。